

佐倉市補助金検討委員会（第9回）会議録

日時	平成 26 年 8 月 18 日（月）15 時～		場所	佐倉市役所社会福祉センター 3 階中会議室
出席者	委員：小口委員長、淡路委員、清水委員、山崎委員、吉見委員			
	事務局	福山企画政策部長 小川財政課長 蜂谷主幹 小林主査 塩浜主査補 田中主査補		
	その他	傍聴者 1 名		
内 容				
<p>(1) 配布資料の確認について（財政課 小林主査）</p> <p>(2) 議事</p> <p>議事 1. これまでの検討委員会の意見について</p> <p>（委員長）</p> <p>それでは、前回の委員会で意見を保留した補助金について、確認していききたいと思います。なお、前回の委員会で意見を保留にした理由ですが、各主管課から事務局を通して「ヒアリングにおいて、まだ十分に説明ができていない」といった意見がありましたので、前回の委員会では検討を一旦保留し、事務局にどういう点の説明が不十分であったか確認してほしいという指示をいたしました。本日は、その内容を事務局から説明を受けながら審議をおこないたいと思います。</p> <p>■本人活動支援事業補助金</p> <p>（委員長）</p> <p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>（小川財政課長）</p> <p>この補助金については、委員会の意見として、規模が小さく補助の対象外となっているというご指摘をいただきましたが、担当課と協議する中で、この補助金が団体を育成する目的であることから、一定の人数要件を付していることは、補助事業として意味があるということでした。</p> <p>また、市の直接事業化について意見をいただいておりますが、団体育成を目的とした当該補助金には馴染まないという意見でした。</p> <p>（委員長）</p> <p>ご意見ありますか。</p> <p>（D 委員）</p>				

団体育成が目的にあるということでしたが、社会の中での障害者の自立に焦点を当てて、もう一度この補助金の目的を明確にさせていただきたいと思います。

また、できるだけ多くの障害者の方々が社会の中で活動できるように、補助内容の検討を進めていただきたいと思います。

(委員長)

委員会の意見としては、より多くの障害者の方が活動機会を得られるようにという趣旨でしたので、D委員のご意見でいいのではないのでしょうか。

(B委員)

補助事業計画書の中で、補助の目的に「団体活動を支援し、障害者の日常生活の充実を図る」と記載されています。「より多くの障害者の方の活動機会が得られるように」という附帯意見をどこかに入れられたらと思います。

(小川財政課長)

補助の目的をもう少し明確化するようにというご指摘ですね。

(委員長)

補助目的を明確にする、その上で「より多くの障害者の方の活動機会が得られるように」ということを強調してほしいという意見を付し、継続としましょう。

■地域まちづくり協議会事業交付金

(委員長)

事務局から説明を求めます。

(小川財政課長)

いろいろご意見をいただきましたが、コミュニティの活性化が必要という点については共通していたかと思います。担当課とは、そういう観点から意見をいただければ、という協議をしました。

(B委員)

まちづくり協議会の設立が佐倉市の重点施策になっているのは、佐倉市のコミュニティをより活性化させるという目的だと思います。より補助の効果がでるような形で、まちづくり協議会のあり方を検討していただければ、補助目的が施策の目的にも合っていくと思います。

(A委員)

新しい取組みとしてまちづくり協議会を設立したわけですから、効果を検証した上で、今後佐倉市がどういう方向を目指すのか、議論していただきたいと思います。

(委員長)

まちづくり協議会と自治会の有機的な連携も模索していただきたいと思います。

そうした上で継続としましょう。

■佐倉市シルバー人材センター補助金

(委員長)

それでは、事務局から説明を求めます。

(小川財政課長)

委員会ではインセンティブについて検討できないかという意見をいただきましたが、この補助金は運営費補助ですので、受注する仕事が増えると自立していけるということで、補助金の必要性がなくなります。

この佐倉市シルバー人材センター補助金についてはインセンティブはなじまないものです。

(B委員)

シルバー人材センターの目的は、高齢の方が、ご自身の能力や経験を活かす機会を提供することにあると思います。

多くの働く機会を提供できているか、という点を検証していただければ、このままの仕組みでいいのではないかと思います。

(委員長)

仕事の裾野拡大、特に事務系の仕事について拡大をお願いしたいですね。

(小川財政課長)

仕事の裾野拡大を図ってください、というご意見ですね。

(A委員)

ホームページの更新は手間暇がかかりますが、シルバー人材センターの手慣れた方に依頼することで事務効率も上がりますので、そういった検討もお願いしたいと思います。

(委員長)

継続としましょう。

■佐倉市体育協会補助金

(委員長)

事務局の説明を求めます。

(小川財政課長)

この補助金は地区大会の選手派遣費用を補助するもので、上位の大会、関東大会や全国大会に市民が進んだ場合に、補助金の支出はないのかというご指摘をいただきましたので、担当課に確認したところ、全国大会へは県の代表として参加することになるので、県の組織から補助があるということで、佐倉市体育協会からの補助はないということでした。

以上から、佐倉市体育協会への補助金の中で、上位大会への支出基準について検討する事項ではないのではないかと思いますという意見でした。

(A 委員)

選手が上位の大会に行けば行くほど出費がかさむことになるので、県の体育協会と調整を図っていただきたいと思います。

また、少年少女のスポーツ振興に関する援助について、検討していただきたいと意見を委員会で述べましたので、付帯意見としていただきたいと思います。

(委員長)

県の体育協会と調整しつつ、少年少女のスポーツ振興に関する補助も検討してほしいという意見としましょう。

以上を附帯意見とし、継続とします。

■佐倉市交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会補助金

■佐倉市交通安全母の会事業補助金

(小川財政課長)

佐倉市交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会補助金と佐倉市交通安全母の会事業補助金は事業内容がほぼ同じということで、統合を含めた組織のあり方について検討をというご指摘をいただきましたが、担当課に確認したところ、団体がまったく別のものであり、行政から団体を統合してくださいとは言い難いということでした。

(委員長)

団体の活動は同じだが、団体の統合はできないということですね。

(C 委員)

団体を 1 つにすることはできないとのことですが、事業内容は似通っていますので、補助制度を一本化することはできないのでしょうか。

(小川財政課長)

補助要綱を一本化して、該当する団体にそれぞれ補助するという見直しは可能です。

(C 委員)

その方がすっきりすると思います。

交通安全母の会はきめ細かい事業をしており、その点については評価したいと思います。交通安全母の会は交通安全という同じものですので、補助制度を一本化していただきたいと思います。

(委員長)

補助制度を一本化の方が効果的であると思います。交通安全母の会事業補助金は少額の補助金であり、両団体は類似している事業を行っていますので、将来的には統合を含めて今後のあり方を検討していただきたいという整理をしたいと思います。

以上の意見を付して継続としたいと思います。

■災害見舞金

(委員長)

事務局の説明を求めます。

(小川財政課長)

火災も対象とするべきではないかというご意見でしたが、担当課に確認したところでは、火災、交通事故によるものは天災ではないということで、対象外にしているとのことでした。

また、見舞金の額について、実際の被害想定額、市の財政力から検討するべきではないかというご意見でしたが、大規模な激甚災害になれば災害救助法の適用となり、このときは規則上、災害見舞金を支出しないこととなります。こういった大規模な災害時には国や県からの助成、義援金等が受けられることになり、市から見舞金を出すことは考えていないということでした。

(D 委員)

人災と自然災害を分けて考えているということでしたが、被災した方にとっては原因が何にせよ苦しい生活になります。損害に対しての補助という考え方もありますが、見舞金ですので、財政規模等を勘案しながら、補助率を下げてでも見舞金を渡せないかという視点も踏まえて、自然災害だけではなく、その他の災害にも広げられないか検討していただいて、今後、支出基準の明確化を図っていただきたいと思います。

(B 委員)

地震で火災になったときはどうなるのでしょうか。

(小川財政課長)

担当課に確認したところ、地震が原因の火災は対象となります。

(委員長)

D 委員の意見に私も賛成です。

(B 委員)

補助計画書の目的に、「暴風雨、豪雪、洪水、土砂流、山崩れ、がけ崩れ、地すべり、地震、竜巻及び落雷による災害の被害を受けた方の生活の立て直しを補助する」とあります。

火災も検討の余地があるのではないのでしょうか。

(小林主査)

この補助金は条例規則を基に支出しており、その中で災害対策基本法に定める災害について見舞金を支出することになっています。

(委員長)

条例改正を含めて検討をお願いします。

■佐倉市自治会・町内会等連合協議会交付金

(小川財政課長)

この補助金につきましては、お茶代など飲食代に使われている補助があるということでご意見をいただきましたが、食糧費について支出している補助金はこの補助金だけではないので、個別の意見としてではなく、交付基準などの全体的な意見としていただければと思います。

(委員長)

食糧費については、後ほどおこなうとして、この補助金を審議しましょう。

(A 委員)

1つの連合協議会に交付される金額は2万円に自治会の数×2千円を足した額となっています。自治会によって規模の大小があるのにも関わらず、同じ2千円を乗じるのでは不公平感があります。世帯数を考慮した補助基準の見直しを検討していただきたいと思います。

(小川財政課長)

個別の自治会には世帯数に応じて補助金を支出しています。この補助金は自治会同士の連絡協議会に対する補助で、世帯数までは考慮していないのが現状です。委員会の意見ということであれば、担当課に伝え、検討したいと思います。

(委員長)

以上の意見を付し、継続としたいと思います。

■食糧費等について

(委員長)

次に、補助制度の全体的な議題について議論したいと思います。

まず、食糧費等についてです。

(小川財政課長)

食糧費について意見をいただいておりますが、事務局としては一律ではなく、個々の補助内容を勘案して整理していく必要があると考えております。当然のことながら、補助金を使って支出するものですので、透明性を高めることは必要です。

また、視察研修についても意見をいただいておりますが、こちらは効果を勘案した中で精査していく必要があると考えております。

(委員長)

食糧費を補助対象経費に含めることの是非については、補助事業の内容を充分勘案し、個別に整理した上で、食糧費を補助対象経費とする場合には一定の基準を設けて支出することが必要です。また、市民に誤解のないように透明性を高めていただきたいと思います。

食糧費や視察研修経費は、将来的には補助対象経費から外して、団体の会費、運営費等

から支出する方向で検討していただきたいと、そういった整理としたいと思います。

■少額補助金について

(委員長)

次に、少額補助金について議論したいと思います。

(小川財政課長)

本日資料として「少額補助金一覧」を配布させていただきました。平成 26 年度予算で 10 万円未満の補助金は 6 つありますが、その中で扶助的なもの、利子補給等の義務的なものを除くと、「佐倉市交通安全母の会事業補助金」、「佐倉市母子寡婦福祉会補助金」、「佐倉市食生活改善推進協議会事業交付金」の 3 つが団体に対する少額補助金に該当します。

(A 委員)

少額補助金については、その補助金がないと団体の事業運営に支障が出てくるかどうかという点を重要視していました。

3 つの団体について、事業運営に影響が少なければ廃止という検討をしていただきたいと思います。

(小川財政課長)

全体では 100 万 200 万の補助金であっても、複数の団体に支出して、個別に見ると 10 万円未満の支出をしているものもあります。そういった補助金も含めて検討をとということでもよろしいでしょうか。

(A 委員)

いえ、そこまでの見直しではなく、補助金の種別ごとに 10 万円未満であれば、申請手続きに相当手間がかかるでしょうから、検討していただきたいという趣旨です。

(委員長)

全体で 10 万円未満、かつ、事業運営に影響が少なく、事務手続きのかかる補助金ということです。

(小川財政課長)

個人に対する補助も含めないということでもいいでしょうか。

(委員長)

そうです。「佐倉市交通安全母の会事業補助金」、「佐倉市母子寡婦福祉会補助金」、「佐倉市食生活改善推進協議会事業交付金」が対象になります。

このうち、「佐倉市交通安全母の会事業補助金」については、さきほど C 委員がおっしゃったように、補助制度を一本化するという方向で見直しを進めていただければと思います。

(B 委員)

「佐倉市食生活改善推進協議会事業交付金」については、市が直接執行をとという意見が出ていたと思いますので、「佐倉市母子寡婦福祉会補助金」について事業運営に影響が少なければ廃止という検討をしていただくことになるのでしょうか。

(委員長)

たしかに、「佐倉市食生活改善推進協議会事業交付金」については、健康増進課の負担金から支出するということでしたね。

(C 委員)

「佐倉市母子寡婦福祉会補助金」ですが、ひとり親になる理由は離婚だけではなく、交通事故の場合もあるので、補助金をなくすことで団体そのものがなくなってしまうとすれば、少額といえども、この補助金を残すことが必要なのではないのでしょうか。

(小川財政課長)

佐倉市においては少額補助金は整理され、ほとんど残っていないが、団体ごとの事情を考慮して検討をという指摘でよろしいでしょうか。

(委員長)

単に継続ではなく、事業運営に影響が少なければ廃止ということも含めて検討していただきたいと思います。

議題 2：意見書の内容（項目等）について

(委員長)

ご意見をうかがっていききたいと思います。

なお、今日は主だったところを発言していただいて、字句、表現等はメールでやりとりをしていただきたいと思います。

まず、「I はじめに」から検討していきましょう。

「①見直しの経緯」については、私はよくできていると思います。

(B 委員)

私もよくできていると思います。

(委員長)

では、つぎに「②見直しの効果」について、何かありますか。

(小川財政課長)

「(1) 市の行政運営における効果」ですが、前回の補助金検討委員会で指摘を受け、削減した効果額を記載すればよろしいでしょうか。

(委員長)

はい。

(B 委員)

金額だけでなく、件数も入れていただきたいと思います。

(D 委員)

「(2)交付団体における効果」についてはどのような記述になりますか。

(委員長)

補助金の交付を受けられなくなった団体がどうなったかということを書き記述していただきます。

(小林主査)

補助金の交付がなくなると、その団体と市の縁が切れてしまいます。その後団体がどうなったか直ちに確認できませんでしたので、今回、ここには掲載しておりません。この整理については、また別にお示しし、ご意見をいただければと思います。

(委員長)

補助金の交付を受けていたが、補助金検討委員会の指摘を受けて補助金が廃止されたことに伴い、団体がなくなったのが何団体、又は自分たちの会費で運営している団体が何団体といった状況を記載してもらえればと思います。

(D 委員)

できれば補助金を廃止しても、自立して活動ができているようなモデルケースをあげてもらえるといいですね。

(委員長)

次に、「2.今回の補助金見直しの視点など」について、検討したいと思います。「①佐倉市財政の方向性」についてなにかご意見ありますか。

(A 委員)

生産年齢人口だけではなく、年少人口や老年人口も書いておけば、より実感できると思います。

(委員長)

2005 年は古いですね。2010 年に国勢調査を行っていますので、そのデータにしてください。

(小林主査)

比較すべき数値については、確認の上新しい数値を記載することにします。

(委員長)

国立社会保障・人口問題研究所の数値を使ってください。

では、「②補助金見直しの視点」について、何かご意見ありますか。

(B 委員)

委員会の手順として、気になる個別の補助金をヒアリングする中で、まず、次の 4 ページ「2.今回の検証により見えてきた課題」が見えてきたと思うので、課題が前にあったほうがいいのではないのでしょうか。

課題があって見直しの視点が出てきたので、課題、見直しの視点、の構成がいいのではないのでしょうか。

(委員長)

課題は最後がいいでしょう。問題点があって、見直しの視点があるというなら理解できます。

ここの構成については、みなさん、項目の順番を考えておきましょう。

他にありますか。

(A 委員)

「(5) 補助金等の人件費補助」に、「また、透明性は確保されているか」という文言を加えていただきたいと思います。

「(2) 少額である補助金等の整理」については、すべての補助金に当てはまってしまうので、「団体の運営に影響が少ないものについては廃止の検討を」という文言にさせていただきたいと思います。

(委員長)

「(6) 補助金の効率性と効果」について、「補助金が市民生活環境の向上に効果的に使用されているか、また、無駄なく効率的に使用されているか」としてください。

では、「Ⅱ 補助金の現状と課題」についてご意見ございますか。

ここは、市がどのように進めてきたかを整理してもらえればいいでしょう。

「2. 今回の検証により見えてきた課題」については、食糧費については先ほどの整理でいいでしょうか。

(小林主査)

「食糧費や視察研修経費は、将来的には補助対象経費から外して、団体の会費、運営費等から支出する方向で検討を」というご意見でしたが、「将来的に」ということであれば、8 ページ、「Ⅳ 今後のあり方」に含めることでいかがでしょうか。

(委員長)

検討により見えてきた課題ですので、ここでも入れておかなければいけないでしょう。

(A 委員)

ここで指摘しておいて、最後にもう一回書いてもいいのではないのでしょうか。

「2. 今回の検証により見えてきた課題」については、①しかないのですが、②としまして、私が言い続けてきました、「団体助成のうち人件費補助については、常に効率的な執行方法を検討し、縮小できるよう努力する必要があります。また、透明性を高めるため、団体の機関紙等で公表することが大切です。」と、このような記載をお願いしたいと思います。

人件費補助については、少ない人員でできる方法を検討するといった見直しを常に行い、支出した人件費の内容については、市職員の人件費と同様に公表していただきたいと思います。

(委員長)

社会福祉協議会の職員採用基準についてはどうなったでしょうか。

(小川財政課長)

個別補助金に対する意見として、「職員採用基準の明確化などを求めてください」と記述される予定です。

(委員長)

次に、「Ⅲ補助金等に対する意見」については、3～4行でまとめてもらえればいいのではないかと思います。

「2.補助金等交付基準に関するもの」については、次回に検討を行いましょう。

「3.手続き等に関するもの」については、定款、役員名簿、事業計画、予算書、実績報告書、決算書、この6項目の記載方法の統一が重要です。また、実績報告書については、額が出ていても用途がわかりません。市の予算科目に準じた様式の整理をお願いします。

(蜂谷主幹)

委員長ご指摘のとおり進めていきたいのですが、団体によっては細かく分類できない団体がありまして、例えば備品と消耗品の違いですとか、すぐには徹底できないと思います。

(小川財政課長)

一番大変なのは自治会で、毎年役員の方が変わる中で、市の予算科目について理解を得られるかどうか難しい状況です。

(委員長)

需用費でボールペン何本、チラシ何枚という、予算科目順でなくとも、何に使われたかがわかればいいわけです。そういった書き方の指導をお願いします。

最初から全団体が完璧に出てくるとは思っていません。ただ、段階的にはそういう方向にしなければならぬでしょう。

(A委員)

「2.補助金等交付基準に関するもの ①補助金の検討」で、今回は市長選挙の直前で、大幅な見直しが難しい政治的状況にあり、選挙が終わった直後に見直しを行った方がいいと思います。

(委員長)

東京では、選挙が終わったときに総合計画の見直しを行っています。

事務局は2週間を目途に、今回の意見書(イメージ)に手直しを入れたものを、メールで送ってください。次回の委員会では各委員の意見調整を図りましょう。

(A委員)

7ページ、「2.補助金等交付基準に関するもの ④分類別交付基準」ですが、要綱上は1/2の補助が原則ですが、個別の補助金を見ると1/2以上が多々あります。したがって、ここを整理したほうがいいのではないかと思います。

補助金の中でも行政を代行するようなものについては、100%補助や2/3の補助などがあるし、その場合は補助金の年限を区切れないものもあります。

市行政を補完する補助金については1/2、奨励的な補助金については1/3あるいは1割程度で、期限を3年から5年という形にしてもいいのではないのでしょうか。

そういった検討をしていただきたいと思います。

(小川財政課長)

現在の交付基準でも、ご指摘いただいたような分類をしまして、「市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援」については 1/2 ではなく所要額としています。

(蜂谷主幹)

今のご意見ですが、「補助金の中でも行政を代行するようなもの」については、「市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援」として所要額としています。「市行政を補完する補助金」については、団体が行政目的を達成しようとするものについては、基本的に 1/2 程度、奨励的なものについては、1/2、1/5、といったように整理しています。

(委員長)

ここは書き方を直しましょう。

補助対象経費の 1/2 以内を原則としますと補助金等交付基準にはあるのに、所要額の補助金が数多くあります。

(B 委員)

所要額というのは、どういうことですか。

(小川財政課長)

基本的には全額ということです。

(蜂谷主幹)

例えば花火大会については、2,000 万円程度支出していますが、「市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援（交付金）」として整理しています。実際には実行委員会が寄附を募ったり、有料観覧席を販売したりして、全体の事業費からすると半分とか、1/3 といった額を所要額として支出しています。このように、所要額だからといって全額を支出しているわけではありません。

(A 委員)

「佐倉市母子寡婦福祉会補助金」については④-2 という分類ですが、所要額を支出しているということなのでしょうか。

(小川財政課長)

額は 1/2 以内なのですが、団体設立後 5 年を超えていることから④-2 として分類しています。確かに、この分類ですと、補助率が 1/2 を超えているのか、運営費補助を 5 年を超えて補助しているのか、わかりづらいかもしれません。

(A 委員)

補助期間と補助率は重要な問題ですので、これだとわかりづらいですね。

(蜂谷主幹)

運営費補助は基本的には 5 年ということで整理したのですが、運営費を補助する必要がある団体には、平成 20 年の見直し時に例外規定として整理しました。

平成 23 年の検討委員会では、公益性の高い団体については、例外規定として整理するのではなく、新たな基準により整理することで、現在の分類になりました。

(委員長)

運営費をどうして5年で廃止してしまうのですか。

(小川財政課長)

基本的には、設立から5年間は補助するので、その後は自立していただきたいという考えなのですが、さきほどのシルバー人材センターのように5年を超えても補助しているところがあるので、交付基準でカバーしています。

(B委員)

交付基準に照らし合わせるのは3年に1回なのでしょうか。

(小川財政課長)

平成23年度の補助金検討委員会では分類も見直しました。

(B委員)

「施策上、特に必要であるため」とありますが、施策は変わることもあるのではないのでしょうか。今回、私たちも指摘していますが、役割を終えたものについても、3年に1度、施策上必要かどうかを判断する必要があると思います。

(小川財政課長)

交付基準ではこういった分類を設けていますが、個別の補助金について今までヒアリングをする中で、実態と照らしてみても、この分類がどうかということも議論していただければと思います。

(委員長)

交付基準は次回に議論しましょう。

(A委員)

8ページですが、各団体が市の補助金を頼ることなく、自主的、自立的に活動できることが大切だと思います。そのためには自主財源の確保が重要ですので、適切な会費収入を得ているかどうか、その会が独自の収益的活動をして稼げるかどうか、寄附金を受け入れられるか、この3点について行政がバックアップしていただければと思います。

「IV 今後のあり方」に最後の提言として入れられないでしょうか。

(委員長)

考え方はいいですが、実際には難しいですね。

(A委員)

いろんな団体があると思いますが、寄附したいと共感する人がいたとき、行政が手伝うことができないか、観光協会がもう少し収益的事業を行うことも可能だと思いますので、そういった努力をすることで、自立性を高めていってほしいと思います。

(委員長)

それは記述しておきましょう。

市から交付される補助金をあてにするだけでなく、独自の財源を求めていただきたいと思います。

それでは、今日の委員会はこれで終わります。

(終了：16：43)